

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に係る面会に関するお願い

緊急事態宣言
解除地域用

新型コロナウイルス感染症(以下、「新型コロナ」という)については、各地域で感染が蔓延しており、未だ治療方法が確立していないことから利用者、ご家族のみなさまもご不安なことと存じます。

特に、高齢者や基礎疾患を有するかたについては重症化することが分かっており、外部の方々との接触による感染は避けなければなりません。

今般、「緊急事態宣言」は解除されるに至りましたが、私共の施設では、感染拡大を最大限防止する観点から、引き続き、面会制限へのご協力をお願いしております(又は、WEBによる面会も可能です)。

なお、お看取り等の場合であって、一定の条件を満たす場合は例外的に面会対応を検討しますので、ご相談ください。

厚生労働省から示されている面会時の対応

「社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスに限る。)における感染拡大防止のための留意点について」(令和2年4月7日介護保険最新情報vol.808 厚生労働省結核感染症課ほか)

1 面会については、感染経路の遮断という観点から、緊急やむを得ない場合を除き、制限すること。テレビ電話等の活用を行うこと等の工夫をすることも検討すること。面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ること。

施設名

社会福祉法人 戸出福祉会
特別養護老人ホーム だいが苑



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会について



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

本会は、全国約11,000事業所の会員からなる高齢者福祉・介護の事業者団体です。研修を通じた質の向上や、調査研究を通じて厚生労働省に対して政策提案等を行っています。

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル7階

MAIL: js.jimukyoku@roushikyo.or.jp